

広報

2021年/令和3年

6月号

-No282-

おおつき

発行：大月町 (☎0880-73-1181 FAX 0880-73-1733)

編集：大月町広報編集委員会

町民のうごき
(令和3年6月1日現在)

世帯数…2,572戸 人口…4,739人 男…2,303人 女…2,436人
4～5月中の異動 出生…7人 死亡…19人 転入…23人 転出…29人



なかひら せい

もりした まこと

4月19日 聖火リレーに地域代表ランナーとして走られた中平 誠さんと伴走された森下 誠さん
関連記事は P.16

所有している空き家にお困りの方

「空き家の管理が大変。誰かに貸せないかな。けどこんなボロボロの家じゃ貸せないよな...」



住まいの困りごとありませんか？

13年間貸し出し
できるなら

5年間移住者用
住宅として貸し
出しできるなら

中間管理住宅改修事業

改修費

自己負担なし

町が13年間借り上げ改修し、公的賃貸住宅として移住定住希望者に貸し出します。(物件は13年後に所有者に返却) 1年間の借上料として固定資産税額をお支払いします。※賃貸収入なし

問合せ 総務課 危機管理室 ☎0880-73-1140

移住希望者住宅改修事業

補助
上限

50 万円

移住希望者もしくは移住者用住宅として5年間貸し出せる住宅所有者に改修費を補助します。
※賃貸収入あり

問合せ まちづくり推進課 企画政策係 ☎0880-73-1181

空き家を改修するなら

大月町への移住を
検討されている方

大月町に住みたい！



町営住宅に住むなら

町営住宅に応募

町役場にて入居者を募集している場合、入居希望を出すことができます。



問合せ 総務課 危機管理室 ☎0880-73-1140

近日公開

空き家の荷物整理、リサイクル
費用などに対する補助金

補助上限 **5 万円**



問合せ まちづくり推進課 企画政策係
☎0880-73-1181

空き家情報

登録された空き家の情報を確認し、希望の空き家があれば移住相談員と一緒に内見へ

空き家を探
すなら

大月町ホームページ
<https://www.town.otsuki.kochi.jp/>
移住定住情報 > 空き家情報



問合せ まちづくり推進課 移住相談員
☎0880-73-1181

「空き家の管理って大変」「バリアフリーに改修したい」「この家地震がきても大丈夫？」などなど、住まいの困りごとはたくさんあると思います。今回は、相談しようにもどこに相談したらいいのかわからないという方のために、本町の住宅補助事業を紹介します。

住まいの補助事業を一挙に紹介します。

住みやすくするために自宅を改装したい方

※どの事業も自己負担が発生する場合があります。

足腰も弱くなってきたし、
バリアフリーに改修したい
なあ…

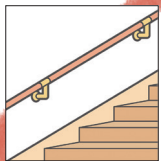


要支援・要介護認定を受けている

Yes

No

介護保険住宅改修事業



補助
上限 **18** 万円

※ 介護保険負担割合証の負担割合が
1割の方の場合

手すりや段差の解消など

問合 保健介護課 介護保険係 ☎0880-73-11700

住宅改造支援事業

補助上限 **66万6** 千円

浴室、トイレ、台所などの改修

問合 町民福祉課 ☎0880-73-1113

身体障がい者手帳を持っている

Yes

No

日常生活用具給付等事業

補助上限 **20** 万円

手すりや段差の解消など

障がい者 住宅改造支援事業

補助上限 **66万6** 千円

浴室、トイレ、台所などの改修

問合 町民福祉課 ☎0880-73-1113

65歳以上の高齢者のみで居住の場合

住宅改造支援事業

補助上限 **20** 万円

浴室、トイレ、台所などの改修

※どの事業も必ず事前に相談してください。申請前に行った工事は補助の対象になりません。

防災のために自宅を改装したい方

※どの事業も自己負担が発生する場合があります。



今後 30 年の間に南海トラフ大
地震が来るらしい。
うちの家は大丈夫かしら？



住宅耐震化促進事業

昭和56年5月31日までに建築された住宅

耐 震 診 断

木造住宅：無料
非木造住宅：補助上限 3 万 4572 円

耐 震 改 修 設 計

補助上限 35 万円

耐 震 改 修 工 事

補助上限 100 万円

家具転倒防止器具 取付支援事業

75歳以上の高齢者や、
障がいのある方の世帯が対象

取付作業費：無料

取付器具：
6 千円以内を
無料支給



老朽住宅除去事業

倒壊や火災により周囲に被害をおよぼす
おそれのある老朽住宅等

補助上限
164 万 5 千円

ブロック塀等 耐震対策事業

避難路等に面する危険性の高い
ブロック塀等

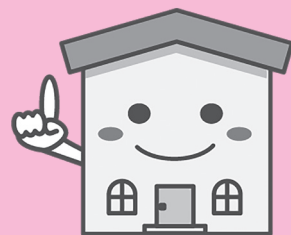
補助上限
20 万 5 千円

問合 総務課 危機管理室 ☎0880-73-1140

空き家、探しています！

現在、本町の人口減少対策として、空き家の掘り起こしに力を入れており、各地区で行われている健康相談などの集まりで空き家の提供について声掛けをさせていただいています。おかげさまで、毎月2,3件の新規空き家を提供いただいておりますが、それ以上に移住希望者が多く、まったく空き家が足りていません。

空き家に人が住むようになれば地域が明るくなります。空き家に関する情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お気軽に移住相談員までご連絡ください。



■お問い合わせ まちづくり推進課 移住相談員
☎0880-73-1181
移住相談員Facebook
https://www.facebook.com/tsunagaru_otsuki

空き家情報をはじめ、本町の移住に関連した情報を発信しています。

▶移住相談員Facebook



地域おこし協力隊がいく！

大月の魅力を再発見できるページができました

協力隊シテプロモーション担当の石川です。

移住者の視点を持つ僕たちが、大月町に住んで見つけた魅力を発信し、その情報をキッカケに、一人でも多くの^{アウフ}方に大月町に訪れてもらいたい、という思いから「our place OTSUKI」という名前のローカルメディアを立ち上げました。

協力隊として活動している中で感じていた、「SNS では伝えられない魅力を発信できる場所があったら」という思いから生まれたこのメディアでは、僕たちの日々の活動や暮らしの中での出来事など、多角的に町の情報発信をしていきたいと思っています。

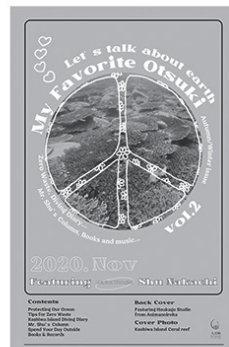
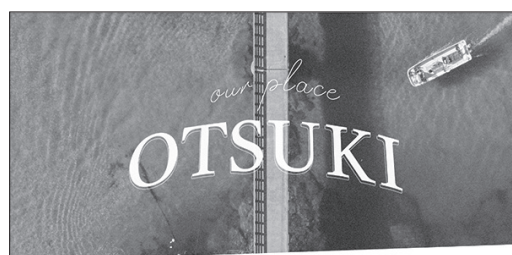
メインは移住・協力隊や観光を目的とされる町外の方への発信ですが、町内の方でも楽しめて、新たな発見ができるコンテンツづくりを目指します。

■お問い合わせ
まちづくり推進課 企画政策係
☎0880-73-1181



▼our place OTSUKI
<https://www.otsuki-kochi.com/>

▲our place OTSUKI



▲動画やフリーペーパーをはじめ、協力隊のブログも閲覧できます。

ファミリーサポートセンター 会員募集中!!

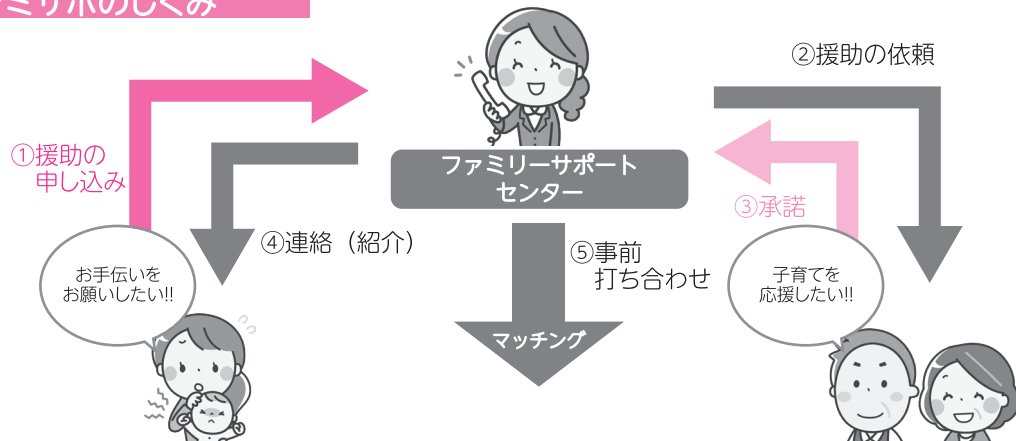
一緒に
子育てしませんか



ファミリーサポートセンター（略してファミサポ）とは？

地域での子育てをお手伝いする組織です。子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）をつなげ、子育てを頑張る皆さんを応援します。依頼会員・提供会員どちらも絶賛募集中です。

ファミサポのしくみ



依頼会員

- ・ 本町に住民登録のある方
- ・ 生後6か月から小学6年生までのお子さんがいる方

こんな時に

- ・ 保育園や小学校への送迎や、その前後の一時預かり
- ・ 保護者の病気や急用のとき
- ・ 買い物などリフレッシュしたいとき など

提供会員

- ・ 本町に住民登録のある 20 歳以上の方
- ・ 事前に実施する講習会に必ず参加できる方

こんな方に

- ・ 子どもが好き
- ・ 空いた時間に子育てのお手伝いをしたい
- ・ 自分のスキルを活かして地域貢献したい など

⑥援助

⑦利用料支払い

利用時間 と 利用料

平日
(月～金)

7:00～19:00

1時間 600 円

19:00～21:00

1時間 700 円

土・日・祝
年末年始

7:00～21:00

1時間 700 円

※ 食事が必要な場合、食事代は別途依頼会員が負担



提供会員になる方は全 12 時間の研修を受講しています。しっかり研修を受けた提供会員さんなので、お子さんを安心して預けていただけます。



事前のマッチングで情報共有を行い、預ける際の不安などを解消するために打ち合わせします。

ファミサポ
をご利用いただいた方から
こんな声をいただきました！

孫の延長みたいな感じとすることができました。泣かずにいい子で過ごすことができ、外遊びで帰りたくなるほど慣れていました。

じいじ、ばあばと呼んでくれて、こんなかわいい子と1日ゆっくり過ごすのもいいなと思いました。またいつでも手助けできればと思います。

提供会員さん

預ける朝はどうかと不安でしたが、サッと出たら泣くこともなくすぐに提供会員さんに慣れて遊びはじめたと聞き安心しました。外遊びで楽しそうに遊んでいて、じいじ、ばあばと言って私が迎えに行ってもなかなか帰りがたらないほど慣れていました。またよろしくお願いします。

依頼会員さん

お問い合わせ

大月町ファミリーサポートセンター
まちづくり推進課 企画政策係

☎090-5272-5820

☎0880-73-1181

高齢者ワクチン接種が始まりました



5月26日より本町でも新型コロナウイルスワクチンの高齢者集団接種が始まりました。皆さんのご協力のもと、順調に接種が進んでいます。



今回は65歳以上の高齢者1,839名が集団接種を希望し、町内施設入所者等の先行接種者を含めると、本町高齢者の約87%が完了する予定です。

ワクチン接種の副反応は、接種して数日以内に接種部位の痛みや倦怠感、発熱などの症状が現れることがありますが、1～3日以内に回復します。また、1回目の接種より2回目のほうが副反応が出やすいといわれています。

ワクチン接種に関し不安に思うことがあれば、下記までお問い合わせください。



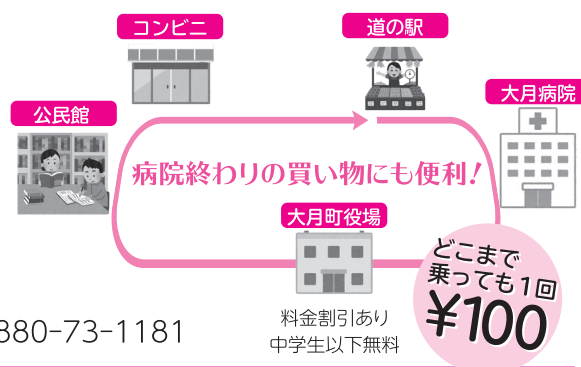
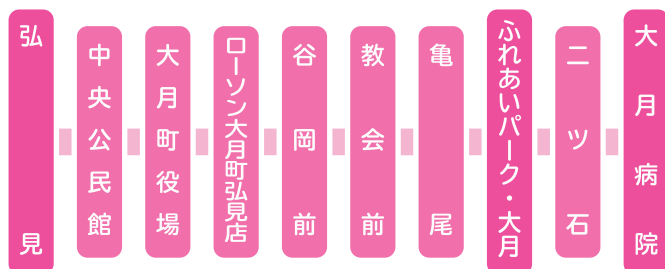
6月29日(火)で高齢者集団接種が完了し、7月より64歳以下の一般接種を開始する予定です。

※今回都合により接種できなかった65歳以上の方も、7月以降の一般接種を受けることができます。

■お問い合わせ 保健介護課 ☎0880-73-1365

『まちバス』走ってます

3月からスタートしたまちなか循環線「まちバス」および「デマンド型バス」の実証運行は、6月末で終了します。デマンド型バス実証運行のためご協力いただいた西泊方面の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしました。7月からは通常ダイヤに戻ります。なお、まちバスについては7月からも継続運行します。



■お問い合わせ まちづくり推進課 企画政策係 ☎0880-73-1181

経営者の皆さん

「事業承継」の準備は進んでいますか?

事業を後継者へ引き継ぐ「事業承継」の取り組みには、5年から10年かかるといわれており、先送りにしたため後継者を確保できず、やむなく廃業というケースも少なくありません。

まずは、お取引金融機関や商工会、顧問税理士等に相談し、国・県等の補助金を活用しながら徐々に事業を引き継いでいきましょう。また、高知県事業承継・引継ぎ支援センターでも相談受付業務を行っていますので、遠慮なくご相談ください。



■お問い合わせ 高知県事業継承・引継ぎ支援センター ☎088-802-6002
高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当 ☎088-823-9697

ほっとカフェに遊びに来てみませんか？

ほっとカフェは介護の相談ができる場として開かれています。認知症の家族を介護されている方、認知症について知りたい、知識を深めたい方、介護で困っている方など、どなたでも参加可能です。

コーヒー、お茶菓子なども用意していますので、お気軽にご参加ください。

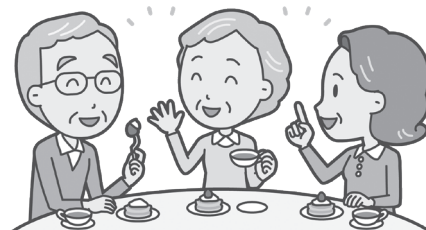
開催日時 月1回 最終水曜日
13:30～15:00 (日時変更あり)

開催場所 ほっとセンター (旧弘見小学校)

参加費用 100円

バスハイク・クリスマス会・勉強会など

イベント行事・認知症についての講演会も開催しています



若い力、求めています!!

本年度、本町では**ホームヘルパー（生活援助従事者）養成研修**を予定しています。まだ詳細な日程等は未定ですが、9月から2か月ほどの予定で計画しています。詳細は次回広報や告知端末等でお知らせしますが、受講希望の方や興味のある方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ 保健介護課（地域包括支援センター） ☎0880-73-1700

医療費適正化にご協力をお願いします

医療機関を受診するとき、私たち一人ひとりが適正受診を心がけることで医療費節約や医師の負担軽減につながります。安心な医療のため、できることから医療費の適正化にご協力をお願いします。



こんな行為はNG！

いきなり大病院・はしご受診・頻回受診

紹介状なしに大病院を受診すると、初診時に通常の医療費のほかに「選定療養費」という特別料金が加算されます。

同じ疾患で複数の医療機関にかかる「はしご受診」や、一定回数以上受診する「頻回受診」は、医療費の増加につながるだけでなく、薬の重複や体の負担が心配されます。

コンビニ受診

軽傷にもかかわらず休日や夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」。救急医療機関は緊急性の高い患者さんのもので、医療費も高く設定されています。

多剤服用受診・薬の飲み残し受診

複数の病院に通っていて、それぞれの医療機関から薬が処方されていると、効果の同じような薬が重複してしまうことがあります。飲み合わせによっては、効果が薄く（強く）なったり、副作用が生じる危険もあります。

薬は飲み切ることで回復が見込まれる量が処方されています。自己判断で服薬を中止したり、飲み忘れないように気を付けましょう。

私たちにできること

かかりつけ医を持つ

「かかりつけ医」は頼りになる身近な健康アドバイザーです。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。

必要に応じて、専門医への紹介状を書いてもらえます。病歴や体質などを把握して、適切な医療を受けられます。待ち時間が少なく、きめ細かい治療や相談ができます。

基本は平日の時間内に

緊急時以外は平日の時間内に受診することを心がけましょう。



かかりつけ薬剤師を持つ

「かかりつけ薬剤師」を決めておけば、複数の医療機関で処方された薬を一括で管理できます。お薬手帳を活用し、不要な薬をもらわないようにしましょう。

また、飲み残しの薬がある場合は、医師や薬剤師に相談してください。薬を上手に管理して、医療費を節約しましょう。



医療費の削減は将来的に自分たちの保険料の削減にもつながります。

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係（国保担当） ☎0880-73-1113

税制改正により

国民健康保険税の限度額および軽減判定所得が見直されます！

～令和3年度課税分より新たな制度が適用されます～

- 所得割額に係る基礎控除額が変更になります

33万円 → **43万円**

- 減額の対象となる所得の基準が変更されます

国民健康保険税には、世帯の所得に応じて、2割・5割・7割の軽減があります。
給与所得者等の数とは、給与所得もしくは年金所得を有する者のことです。

※ 軽減を受けるのに手続きは不要ですが、未申告の方には適用されません。
未申告の方は税務課で申告してください。

- お問い合わせ

税務課 税務係 ☎0880-73-1112

7割軽減

33万円以下

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下

5割軽減

33万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下

2割軽減

33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下

43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数 以下

後期高齢者医療制度

保険料の特例的な軽減措置を終了します

保険料の均等割については、これまで特例的に上乗せして軽減を行ってきましたが、令和元年度より段階的な見直しを行い、今年度から特例的な軽減措置がなくなります。

下表のとおり、令和2年度では7.75割の軽減特例の対象であった方も、本則どおりの7割軽減となります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の後期高齢者医療の被保険者 全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度 以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の 被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

一人当たりの保険料
上限 64万円

=

均等割額
54,316円

+

所得に応じた保険料【所得割額】
賦課基準額 × 10.49%

1人あたり定額の保険料
今回特例的な軽減措置がなくなるのがここです

今年度の納付書は7月中旬発送予定です。なお、保険料を年金から引き落としで納めている方については、保険料が変更となるのは10月からです。年度前半(4・6・8月)は今年の2月と同額を納めていただき、年度後半(10・12・2月)で年間の保険料を調整します。それに伴い10月からの引き落とし額が増減する場合がありますのでご注意ください。

- お問い合わせ 町民福祉課 保険係(後期高齢者医療担当) ☎0880-73-1113

介護保険料が変更になりました

本年 4 月より第 8 期介護保険事業計画がスタートしました。それに伴い第 1 号被保険者介護保険料が下表のとおりとなります。

介護の負担を社会全体で支えあい、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、保険料の期限内に納付しましょう。

段 階	対 象 者			保 険 料 率	月 額 保 険 料	年 額 保 険 料
第 1 段階	・生活保護受給者等 ・世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が 80 万円以下の方			0.3	1,800 円	21,600 円
第 2 段階	本人が 町民税 非課税	世帯全員が 町民税非課税	本人の公的年金収入金額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が 80 万円超 120 万円以下の方	0.5	3,000 円	36,000 円
第 3 段階			本人の公的年金収入金額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が 120 万円超の方	0.7	4,200 円	50,400 円
第 4 段階		世帯の中に 町民税課税者が いる	本人の公的年金収入金額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が 80 万円以下の方	0.9	5,400 円	64,800 円
第 5 段階 (基準額)			本人の公的年金収入金額+(合計所得金額-年金収入に係る所得)の額が 80 万円超の方	1.0 (基準額)	6,000 円	72,000 円
第 6 段階	本人が 町民税 課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満の方		1.2	7,200 円	86,400 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方		1.3	7,800 円	93,600 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方		1.5	9,000 円	108,000 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上の方		1.7	10,200 円	122,400 円

■お問い合わせ 保健介護課 介護保険係 ☎0880-73-1700

徴収猶予・減免について

減 免

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 3 年 1 月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難な場合、納付の減免を受けることができます。

科 目	要 件
国 民 健 康 保 険 税	・主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する方 ① 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること ② 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること ③ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること ※介護保険料については①および③の要件
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	
介 護 保 険 料	

猶 予

収入の減少等により、事業の継続や生活の維持のため、一時的に納付が困難な場合には、納付を猶予することができます。猶予の要件や、猶予期間が各科目により異なりますので、各担当までお問い合わせください。なお、納付の猶予は納期を遅らせるものであり、納付を免除するものではありません。

■お問い合わせ 税務課 税務係 ☎0880-73-1112
 町民福祉課 保険係（後期高齢者医療担当）☎0880-73-1113
 保健介護課 介護保険係 ☎0880-73-1700

申請は無料・証明写真の持参不要
マイナンバーカード(交付申込・受取)専用窓口を
夜間 7/14 および 土曜日 7/17 に開きます!



この機会にぜひマイナンバーカードの申請をしませんか?

マイナンバーカードの申請や受け取りを希望するものの、平日の昼間に来庁することができない方のために、臨時的に、夜間および土曜日に窓口を開くことにしました。

専用窓口の受付日時は下記のとおりです。詳しくはチラシをご覧ください。

夜間開庁日
7月14日(水)
受付時間 19:00まで

休日開庁日
7月17日(土)
受付時間 9:00~17:00

※専用窓口では、マイナンバーカードに関すること(申請や受取、電子証明の更新など)以外の業務は行えません。

来庁前のお願い

手続きの際に暗証番号を設定していただきます。
窓口の混雑を避けるため、暗証番号は事前に考えてきてください。

暗証番号は2種類必要です。

※「1111」「1234」などの簡単な番号の並びや、「生年月日」「住所の番地」など他人に推測されやすい番号は避けてください。

① 英数字混在 6文字~16文字
(英字は全て大文字のA~Zまで)

② 数字 4ケタ

■お問い合わせ 町民福祉課 住民係 ☎0880-73-1113

国民年金保険料免除等の申請について

退職や失業などやむを得ない事情により、国民年金保険料を納付することが困難なときは、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」※1 や「納付猶予制度(50歳未満)」※2 の申請手続きをしてください。

※ 免除や猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、免除になった期間は2分の1の額に、猶予になった期間は年金額に反映されません。

7月1日から令和3年度分の免除等申請を受け付けます

令和3年度分(令和3年7月分から令和4年6月分まで)の免除等の受付は、令和3年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することも可能です。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、下記までご相談ください。

※1 「保険料免除制度」とは

本人・配偶者・世帯主の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請をして承認されれば保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額・4分の3・半額・4分の1の4種類があります。

※2 「納付猶予制度(50歳未満)」とは

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合は、申請をして承認されると保険料の納付が猶予されます。

【免除・猶予申請に必要なもの】

◎年金手帳 ◎認印(本人が署名される場合は不要) ◎本人確認書類(運転免許証など)
◎退職や失業を理由に申請する場合は、雇用保険受給資格証、雇用保険被保険者離職票などの写し

■お問い合わせ 町民福祉課 保険係(年金担当) ☎0880-73-1113
幡多年金事務所 ☎0880-34-1616

医療費受給者証の更新について

ひとり親家庭医療費受給者証・障害医療費受給者証の受付期限が近付いています

ひとり親家庭医療は、ひとり親家庭の保護者と児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある方）、父母のいない児童を対象とした医療扶助です。対象は所得税非課税世帯です。

重度心身障害児（者）医療は、心身に一定以上の障害を持っている方に医療費の一部を助成するものです。

受給者証の有効期間は通常、交付の日から5年ですが、65歳以上の重度心身障害者のうち、平成15年10月1日以降に助成認定を受けた方は、毎年6月に更新手続きが必要です。（令和3年度分住民税非課税世帯であることが対象要件です）

更新が必要な方には、6月上旬に更新申請書を郵送していますので、お早めに申請をしてください。また、区分および対象要件を確認し、新たに該当すると思われる方は、お問い合わせください。

受付期限 6月30日（水）まで

持参するもの

- ・申請書
- ・対象者全員の保険証
- ・印鑑
- ・現在お持ちのひとり親家庭医療費受給者証、または障害医療費受給者証
- ・対象者全員の個人番号カード、または通知カードおよび申請者の写真入りの身分証明書
- ・申請者の身体障害者手帳（障害医療費受給者証の更新の場合のみ）

■お問い合わせ 町民福祉課 福祉係 ☎0880-73-1113

児童手当現況届の提出について

児童手当を受給される方は、6月に現況届を提出しなければなりません。この届けは6月1日における状況を記載し、受給できる要件があるかどうかを確認するためのものです。受付期間内に届けが出されていないと、6月以降の受給ができなくなりますので、ご注意ください。受給対象者の方には、6月初めに現況届等の書類を送付しています。受給対象者であるのに送付がないときは、お手数ですが下記までお問い合わせください。

受付期限 6月30日（水）まで

持参するもの

- ・児童手当現況届
- ・受給要件確認票
- ・印鑑

■お問い合わせ 町民福祉課 福祉係 ☎0880-73-1113

6月は高知県の「男女共同参画推進月間」です

高知県では「高知県男女共同参画社会づくり条例」の中で、毎年6月を『男女共同参画推進月間』と位置づけています。

「男女共同参画」とは

「男だから、女だから、〇〇すべき。」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会を目指すことです。

例えば、こんなことが男女共同参画に繋がっています。

家庭で

結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために、「家事は女性の仕事」と決めつけず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいたいという男性も増えていきます。子どもの授業参観や学校等の行事に参加するために、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があったときなど、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

まずは、あなたの身の回りから行動に移してみませんか。

■お問い合わせ 高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課
こうち男女共同参画センター「ソーレ」

☎088-823-9651
☎088-873-9100

皆さん鳥獣被害にお困りではありませんか？



やられた～!!

と、なる前に！

町では有害鳥獣被害対策の一つとして、猟友会の協力のもと有害鳥獣の捕獲を行っています。はたして被害は減っているのでしょうか？答えは「NO!!」です。

ではどうすれば被害が減ると思いますか？今回はその方法について少しご紹介します。

明日のためのその1

まずは守る！

農地は防護柵で囲い、野生鳥獣の侵入を防ぎましょう。とはいえ防護柵にもさまざまな種類があります。まずは敵を知り、何がどこからどのように被害をもたらしているのか。それらをきちんと把握したうえで、効果的な防護柵を選定し設置しましょう。防護柵を設置する場合には、町の補助事業がありますので、ぜひご活用ください。



はいらないでね

明日のためのその2

つぎに環境を変える！

防護柵を設置しても、その周辺を野生鳥獣がウロウロできる環境だと、いずれ柵は突破されます。そこで次のステップです。例えば、収穫しない柿やミカンなどの果樹、山際に放置された野菜クズなど、野生鳥獣のエサ場を徹底的に減らします。その他にも農地周辺を刈り払い、見通しを良くすることも大切です。こうした環境の整備により野生鳥獣が遠ざかり、防護柵の効果をより高めてくれます。

明日のためのその3

それでもダメなら捕まえる！

ここまで対策をしても現れる有害鳥獣については捕獲を行います。各地区長へ捕獲従事者の名簿をお渡ししていますので、捕獲が必要な場合には各地区長または役場までご相談ください。



「他力本願ではなく、自ら捕獲したい!」というそのあなた!!

大歓迎です。狩猟免許を取得する場合には、町の補助事業がありますので、ぜひご活用ください。
※詳しくはチラシ「令和3年度狩猟免許試験のご案内」をご確認ください。

きちんと学んでみんなで取り組もう！

皆さんが丹精込めて作った野菜は、野生鳥獣にとっては栄養価の高いエサです。これを食べた鳥獣は集落へ頻繁に現れるようになるだけでなく、成長速度や寿命が延びて出産回数が増加し、年々増え続けます。「エサを与えない!」つまり、しっかり防除することが有害鳥獣の減少に大きく貢献するのです。鳥獣対策は「攻め(捕獲)」と「守り(防除)」をバランスよく行うことがとても大切です。



▲鳥獣被害に遭ったトウモロコシ畑



▲対猿用の檻



▲電気柵を設置した様子

■お問い合わせ 産業振興課 農林振興係 ☎0880-73-1115

令和3年5月20日から

警戒レベル4 避難指示で必ず避難してください！

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	 避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

警戒レベル4 避難指示・避難勧告が「避難指示」に一本化されました。

これからは、避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3 高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3 高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

■お問い合わせ 総務課 危機管理室 ☎0880-73-1140

大月町消防団幹部紹介

町民の生命、財産を先頭に立って守っている「大月町消防団」の、令和3年5月1日現在の幹部の皆さんを紹介します。

団本部

団長 (平山) 市原 泰
副団長 (姫ノ井) 中平 誠
副団長 (弘見) 中田 束稲

第3分団

分団長 (柏島部) 黒田 澄夫
副分団長 (一切部) 坂本 越郎
副分団長 (柏島部) 福留 貴浩

第6分団

分団長 (姫ノ井部) 東 昇
副分団長 (春遠部) 田辺 豊浩
副分団長 (姫ノ井部) 依岡 一生

第1分団

分団長 (弘見部) 吉松 徳重
副分団長 (泊浦部) 平田 彰彦
副分団長 (竜ヶ迫部) 福島 謙二
副分団長 (弘見部) 松田 哲幸

第4分団

分団長 (中央部) 瀧田 卓也
副分団長 (古満目部) 福吉 裕一
副分団長 (中央部) 山岡 開

第7分団

分団長 (才角部) 内原 威
副分団長 (大浦部) 松下 益三
副分団長 (小才角部) 中川 順一
副分団長 (才角部) 宮本 博信

第2分団

分団長 (安満地部) 谷本 泰彦
副分団長 (橘浦部) 谷口 勝年
副分団長 (安満地部) 畠中 秀夫

第5分団

分団長 (周防形部) 米花 昌明
副分団長 (西泊部) 楠 勝志
副分団長 (榎ノ浦部) 端近 純男
副分団長 (周防形部) 中城 一幸



消防だより

【設置していますか？】小規模飲食店への消火器の設置について

平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で発生した火災により、焼損棟数147棟という大規模な被害をもたらしました。出火原因となったのは当時の法律では、まだ消火器の設置義務のなかった小さな飲食店でコンロの消し忘れでした。

この事を踏まえ、**火を使用するすべての飲食店に、消火器の設置が義務付けられています。**

消火器を設置するにあたっての注意点

- ① 消火器を設置した際には、標識も忘れずに設置しましょう。
- ② 消火器は6カ月ごとに点検し1年に1回、管轄の消防署へ「点検結果報告書」を提出してください。



■お問い合わせ 幡多西部消防組合 大月分署 ☎0880-73-1313

図書館だより

図書館に新しい本が入りましたのでお知らせします。

児童図書

でんしゃくるかな?



「でんしゃくるかな?」

きくち ちき (福音館書店)

「くるかな?くるかな?」、動物たちが電車を待っていると、「きたー!」ホームに滑り込んできた電車にみんな大喜び。みんなで「のりまーすのりまーす」。電車がくる喜びを動物たちと分かち合う絵本です。



「いつでもいっしょだーいすき!!」

権田 章江 (教育画劇)

くまのピーノはとっても食いしん坊。いろんな食べ物を食べては、体の形が変わってしまう、へんてこりんさん。森の景色が本当に美しい、友情の物語。

一般図書



「お探し物は図書室まで」

青山 美智子 (ポプラ社)

お探し物は、本ですか?仕事ですか?人生ですか?悩める人々が立ち寄った小さな図書室。不愛想だけど聞き上手な司書さんが思いもよらない選書と可愛い付録で、人生を後押しします。

この他にも、2021年
本屋大賞受賞作品等、
新しく入っております。

「犬がいた季節」

伊吹 有喜 (双葉社)

「自転しながら公転する」

山本 文緒 (新潮社)

いろいろ変わります公民館

カーリルが利用できるようになりました。

カーリルとは、図書館の蔵書情報を簡単に検索できるサービスです。

ご利用は、下の QR コードを読み取るか、パソコンで下の URL へアクセスしてください。



▲カーリル QR コード

▼URL

<https://private.calil.jp/gk-2003402-f4v9s>

本のタイトルや著者名、出版社などのキーワードが検索できます。

県内で活動中の絵本作家
「柴田ケイコ」さんで検索し
てみると…



公民館には柴田さんの本が
2冊ありました!

■お問い合わせ 中央公民館 (図書館) ☎0880-73-0049

知っちょこ! 大月まめ知識

vol.51

いちおしジビエ ハクビシン

ハクビシンは町内でよくみる動物の一つです。ネコ目ジャコウネコ科に分類される1属1種の哺乳類で中国、東南アジア、日本などに分布しています。タヌキをスリムにしたような姿で「白鼻芯(はくびしん)」という名のとおり、額から鼻にかけて毛の白い部分があるのが特徴です。甘いものを好み、畑や果樹園で育てているスイカやイチゴ、ミカン、カキなどを食い荒らしたりします。そのため、害獣として駆除対象になっています。



これまでにいろいろな野生動物の肉、いわゆる「ジビエ」を食べる機会がありましたが、個人的に獣肉類で一番おいしかったのがこのハクビシンです。イノシシ肉に地鶏の良さを足したような感じで、身質がやわらかく、うまみと風味が豊かです。赤身・脂ともに獣くさがほとんどありません。野生動物の肉を食べることは一定のリスクを伴うので手放しでおすすめはできませんが、この味を知らずに暮らしていくのは人生の大きな損失だと思います。

(海辺の自然史研究舎 中地シュウ)

令和3年度税務職員採用試験の
お知らせ

[受験資格]

①令和3年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および、令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

[申込受付期間]

6月21日(月)～6月30日(水)

[第1次試験日]

9月5日(日)

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

問 高松国税局 総務部人事第2課試験研修係
☎087-831-3111

税務署への面談相談は事前予約
をお願いします

新型コロナウイルス感染拡大防止における窓口での混雑緩和のため、来署による面接相談の事前予約制を実施しております。

なお、一般的な国税に関する相談については「電話相談センター」においても対応ができますのでご利用ください。

①中村税務署へ電話

②電話相談センター(「1」を押下)、もしくは面談予約(「2」を押下)を選択

問 中村税務署
☎0880-35-2135

入学生募集のお知らせ

2021年10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にご連絡ください。

問 放送大学高知学習センター
☎088-843-4864

オープンキャンパスを実施します

高知職業能力開発短期大学校(KPC)は、厚生労働省所管の工業系短期大学校です。

学校の雰囲気を感じていただくため、高校生等を対象にオープンキャンパスを実施します。

申込み方法や詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

<内 容(予定)>

学校・学科紹介／入試概要説明／就職状況紹介 ほか

日 6月20日(日)

7月18日(日)

8月1日(日)

9月5日(日)

12月19日(日)

問 高知職業能力開発短期大学校(KPC) 学務援助課
☎0887-56-4100

出張法律相談のお知らせ

こうち被害者支援センターでは、傷害や性暴力等の事件・事故にあわれた方を対象に弁護士と犯罪被害相談員による無料の出張法律相談を実施しています。

奇数月は県西部(四万十市)において、第3火曜日13時30分から15時30分に行っています。下記まで事前申し込みをお願いします。

日 7月20日(火)

時 13:30～15:30

場所 幡多総合庁舎 2階会議室
(四万十市中村山手通り19)

問 認定特定非営利活動法人
こうち被害者支援センター
☎088-854-7511
(平日9時～17時)



行事予定表(8月)

月	日	曜日	行事名および内容	場所	時間
8	21	土	第41回 大月まつり	総合グラウンド	18:00～
			盆踊り、花火大会などなど、今年もさまざまな内容で大月の夏を盛り上げます!! 皆さん、ぜひお越しください。		
			■お問い合わせ 大月町イベント実行委員会 ☎0880-73-1610		
	26	木	大月荘納涼祭	大月荘	18:00～
			盆踊りや花火大会なども予定しています。感染症対策をしてお越しください。		
			■お問い合わせ 大月荘 ☎0880-73-1177		

「ウミノフォトフェス in カシワジマ 2021」開催延期のお知らせ

4月号にて6月12日開催のお知らせを掲載しました「ウミノフォトフェス in カシワジマ2021」は新型コロナウイルスの感染拡大防止を考慮し、延期となりました。現時点では10月30日(土)の開催を予定しております。

こんにちは 赤ちゃん 4月～5月届出分



まちだ みお
町田 美桜 ちゃん (芝)
令和3年4月25日
保護者 翼・音々さん



はまさき いつき
濱崎 樹 くん (姫ノ井)
令和3年4月26日
保護者 寿貴・望実さん



しゅうじ せな
周治 星那 くん (姫ノ井)
令和3年4月30日
保護者 翼・亜惟さん



しのがみ あおい
篠上 碧 ちゃん (成畑)
令和3年5月9日
保護者 正樹・由衣さん



おめでとう
赤ちゃん！

東京2020オリンピック聖火リレー ランナー なかひら せい

中平 誠 さん

お疲れ様でした！

4月19日に県内で開催された、東京2020オリンピック聖火リレーに頭集地区の中平誠さんが地域代表のランナーとして選ばれ、片島公民館前から海風公園に続く200mを伴走の同地区森下誠さんと走り、アンカーの井筒親方へ聖火をつなぎました。

走る前からたくさんの方が声をかけてくれてうれしかった。少し緊張したけど、大月から応援に来てくれた人たちの声援でリラックスできた。めったにできない経験。聖火ランナーに勧めてくれてありがとう。



▲中平 誠さん

誠くんが不安な気持ちにならないようにという思いで伴走した。堂々とした走りで見守りました。



▲ 20年以上車いすスポーツを続けている中平さん。現在は「スラローム」という競技に取り組んでいます。さまざまなパラスポーツに挑戦する仲間と一緒に町内のパラスポーツ普及に貢献しています。



▲ 中平さんが使用したトーチは、8月31日(火)まで公民館玄関で展示しています。ぜひ、ご覧ください。



▲森下 誠さん (伴走者)

